

## 横浜市退職小学校長会規約

- (名称) 第1条 本会は、横浜市退職小学校長会と称し、事務所を会長の指定する所におく。
- (構成) 第2条 本会は、横浜市立小学校の校長を経験した者によって構成する。
- (目的) 第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、教育問題について研究する。
- (事業) 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦を目的とした事業
  2. 教育問題研究協議会並びに講演会の開催、その他教育問題調査研究に関する事業
  3. 他の諸団体との連絡、提携に関する事業
  4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (役員) 第5条 本会に次の役員をおく。
1. 次の役員をおく。
    - 1) 会長 1名
    - 2) 副会長 3名
    - 3) 監査委員 2名
  2. 次の幹事等をおく
    - 1) 常任幹事（総務・会計及び部長） 若干名
    - 2) 幹事（地区幹事・会長指名幹事） 若干名
    - 3) 参与 若干名
- (役員等の選出) 第6条 本会の役員及び常任幹事・幹事等は次のように選出する。
1. 正副会長並びに監査委員は、総会で選出する。
  2. 常任幹事は幹事の中から、会長が委嘱する。
  3. 幹事は各区・各地区毎に2名以上を選出し、他に会長指名の事業部幹事をおく。
  4. 各事業の正副部長は部毎に幹事から互選し、会長が委嘱する。
  5. 参与は本会の正副会長・監査委員経験者の中から本人の承諾を得て会長が委嘱する。
- (役員の任務) 第7条 役員等の任務は次の通りである。
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
  3. 常任幹事は本会の会務を分担し、運営にあたる。
  4. 幹事は総会の決議事項並びに第3条の目的を達成するための事業を処理する。
  5. 監査委員は本会の経理を監査する。
  6. 参与は会長の要請に応じて、本会の充実発展のために意見を述べることができる。
- (役員の任期) 第8条 本会の役員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。但し、任期内に役員に欠員を生じた場合は補充する事ができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- (総会) 第9条 定期総会は毎年1回開く。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開く事ができる。
- (緊急総会) 第10条 緊急を要する場合は、第5条の役員会をもって総会に代えることができる。但し、この場合には、次の総会で報告しなければならない。
- (役員会) 第11条 役員会は次の通りとする。
1. 役員会は会長・副会長・監査委員及び総務・会計をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の参加を求めることができる。
  2. 役員会は会務を処理するために随時開く。
- (会費) 第12条 本会の会計及び会費は次の通りとする。
1. 本会の会計は一般会計と特別会計とする。
  2. 一般会計の会費は年3,400円とし、特別会計の会費（慶弔費）は細則に定め一般会計の会費と併せて徴収する。
- (経費) 第13条 本会の経費は会費・入会金及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- (会計年度) 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (運営細則) 第15条 本会の細則の運営は役員会に委ねる。
- (付則) 第16条 本規約は昭和40年5月29日より施行する。

昭和61年5月10日規約の一部改正施行  
平成5年4月24日規約の一部改正施行  
平成10年4月18日規約の一部改正施行  
平成13年4月12日規約の一部改正施行  
平成17年1月25日規約の一部改正施行  
平成19年4月12日規約の一部改正施行

平成30年4月24日規約の一部改正施行  
令和2年5月14日規約の一部改正施行  
令和5年4月25日規約の一部改正施行

## 横浜市退職小学校長会規約 細則

### 1. 常任幹事の事務分掌

- 1) 総務部 ○本会の文書の受付と処理 ○諸会合の企画、運営 ○会員の名簿、カードの作成  
○会員の慶弔 ○関係団体との連絡 ○会員連絡網の作成  
○その他の係に属さない事務
- 2) 会計部 ○会員の会費の徴収保管 ・予算案、決算書の作成  
○関係団体への分担金の支出 ・諸会合、諸行事の経費の支出  
○その他の臨時的諸会計の処理
- 3) 事業部 ○本会の各事業の企画運営  
(情宣・サポート事業部) ・会報 ・教育サポートセンター ・HP管理事業部  
(親睦事業部) ・見学会 ・はぜ釣り ・俳句 ・囲碁研修 ・あかね展 ・旅行研修  
・フォトさくら ・読書と文学散歩  
○実施後の処理

### 2. 慶弔について

- 1) 会員が米寿・喜寿になった場合は、総会において祝意を表し、米寿の方には記念品を贈る。  
(記念品は米寿5,000円程度)
- 2) 会員死亡の場合は、地区幹事が連絡調整を図り、弔辞を読み弔意を表すとともに、弔慰金10,000円を贈る。

### 3. 役員推薦委員会

- 1) 会長・副会長・監査委員を推薦するために役員推薦委員会を設ける。
- 2) 推薦委員会は常任幹事から2名、地区幹事から2名、会長指名幹事から1名を以って構成し、委員長を定める。
- 3) 委員会は会員の中より会長・副会長・監査委員の候補者を推薦し、総会において承認を求める。

### 4. 会員に関するもの

新会員は初年度会費5,500円(入会金を含む)を納入する。

### 5. 特別会計

慶弔費は当分の間600円とし、著しい出費超過またはそれが予測された場合は、第10条の役員会を経て臨時に徴収することができる。

### 6. 付則

本細則は昭和40年5月29日より施行する。

本細則の一部改正施行については、規約の付則に準ずる。

- ・ 平成15年4月19日細則の一部改正施行
- ・ 平成23年4月8日細則の一部改正施行
- ・ 平成28年4月26日細則の一部改正施行
- ・ 平成30年4月24日細則の一部改正施行
- ・ 平成31年4月23日細則の一部改正施行
- ・ 令和2年5月14日規約の一部改正施行
- ・ 令和3年5月13日細則の一部改正施行
- ・ 令和5年4月25日細則の一部改正施行